

平成30年9月7日（金曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成30年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	児玉	藤子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩淵	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	三浦	敏	君
教育課長	赤間	隆之	君

選挙管理委員会事務局長 伊藤政宏 君
代表監査委員 丹野和男 君

事務局職員出席者

事務局長 千葉義行 主査 菊地磯子

議事日程 (第1号)

平成30年9月7日(金曜日) 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

〳 第2 会期の決定

9月7日から9月25日まで19日間

〳 第3 諸般の報告

〳 第4 議案第52号 松島町都市計画マスタープランの策定について(提案説明)

〳 第5 議案第53号 松島町営バス運行条例の一部改正について(提案説明)

〳 第6 議案第54号 松島町税条例等の一部改正について(提案説明)

〳 第7 議案第55号 松島町都市計画税条例の一部改正について(提案説明)

〳 第8 議案第56号 松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正について(提案説明)

〳 第9 議案第57号 松島町保健福祉センター条例の一部改正について(提案説明)

〳 第10 議案第58号 平成30年度松島町一般会計補正予算(第3号)について(提案説明)

〳 第11 議案第59号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)

〳 第12 議案第60号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)

〳 第13 議案第61号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)

〳 第14 議案第62号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)

〳 第15 議案第63号 平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)

- 〓 第16 議案第64号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）
- 〓 第17 議案第65号 平成29年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）
- 〓 第18 議案第66号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【富山避難路整備工事】
- 〓 第19 議案第67号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【古浦漁港防潮堤整備工事】
- 〓 第20 議案第68号 物品売買契約の締結について（提案説明）
【農道北小泉幡谷線舗装補修その1工事】
- 〓 第21 議案第69号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【農道北小泉幡谷線舗装補修その2工事】
- 〓 第22 議案第70号 工事請負契約の締結について（提案説明）
【農道上下堤竹谷線舗装補修工事】
- 〓 第23 議案第71号 物品売買契約の締結について（提案説明）
【消防小型動力ポンプ付積載車購入】
- 〓 第24 議案第72号 平成29年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第25 議案第73号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第26 議案第74号 平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第27 議案第75号 平成29年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第28 議案第76号 平成29年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第29 議案第77号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第30 議案第78号 平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

- 〃 第 3 1 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 〃 第 3 2 議案第 8 0 号 平成 2 9 年度松島町水道事業会計歳入歳出決算認定について (提案
説明)
- 〃 第 3 3 報告第 6 号 平成 2 9 年度松島町健全化判断比率について
- 〃 第 3 4 報告第 7 号 平成 2 9 年度松島町資金不足比率について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。 ██████████ さんです。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの19日間としたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの19日間に
決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政
の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、計画の策定が1件、条例の一部改正が5件、平成30年度
補正予算が7件、その他議案が7件、平成29年度決算認定が9件、報告事項が2件でござい
ます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認
賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成30年6月9日以降の町政の諸報告につきまして、

簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月8日に第2回松島町議会定例会を招集し、13日までの会期において松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、平成29年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

6月22日には、松島海岸の陸海空を会場に国宝瑞巖寺落慶慶祝前夜祭が開催され、約3万9,000人が来場しました。ブルーインパルスジュニアの展示走行やブルーインパルスの展示飛行、伊達家第18代当主伊達泰宗公や松島町にゆかりのある俳優の千葉雄大さんなど、約90人が武者装束で瑞巖寺周辺を練り歩く武者行列に多くの観客が声援を挙げ、見入っております。また、前夜祭のフィナーレを飾る花火大会では中央広場を埋めつくした観客は夜空に絶え間なく打ち上げられた約4,000発の花火に見入っております。

6月24日には、国宝瑞巖寺が平成20年11月から30年3月までのおよそ10年の歳月を経て実施された平成の大修理を終えたことに伴う落慶法要が瑞巖寺本堂でとり行われました。平成の大修理にかかわった方々を初め全国から集まった僧侶など約400人が参列し、落慶法要の歴史的瞬間に立ち会うと瑞巖寺本堂前には多くの参拝客が訪れ、歴史の重みを感じさせるものでした。

6月26日から7月14日までの間、行政区役員懇談会を集会施設等において開催し、重要となる町の施策の説明を行い、各行政区から忌憚のないご意見やご質問をいただき、有意義な懇談会となりました。各行政区からいただきましたご指摘などは、今後の町政運営にできる限り反映させ、よりよいまちづくりに努めていきたいと思っております。

7月6日には、19歳以下のサッカー女子選手権予選会の強化合宿のため来町していたサッカー女子モンゴル代表選手団が2年ぶりに役場を表敬訪問し、選手団と記念品を互いに贈呈するなど親交を深めました。

7月19日には、平成30年7月豪雨で甚大な被害が発生した岡山県倉敷市を訪問し、松島町や松島町議会ほか関係団体からの見舞金を伊東倉敷市長に直接手渡しました。東日本大震災では町で発生した災害ごみを処理するため倉敷市から2カ月間に延べ80人の職員を派遣していただき、震災からの早期復旧にご尽力をいただきました。この縁から、平成25年7月に観光交流協定を締結し、以降共同で観光PRなどを行っております。松島町では倉敷市の災害ごみ仮置き場における作業補助や避難所運営などを支援するため、7月14日から8月11日までの期間において、1週間単位での職員派遣をいたしました。

7月20日には、広島県廿日市市において開催された日本三景観光連絡協議会に出席し、開催

前に倉敷市同様平成30年7月豪雨で被災した京都府宮津市長と広島県廿日市市長へ災害見舞金を手渡しました。

7月28日には、文化観光交流館においてアトレ・るまつり、まつの市、健康まつり、トーマスエジソンまつりが同時開催され、約600人が来場し、各会場とも大いににぎわいました。

8月7日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、平成30年度松島町一般会計補正予算及び工事委託に関する協定の締結等の議案をご審議いただき、ご承認をいただきました。

同日、議会全員協議会においてデマンドバスの実証実験運行計画、松島町都市計画マスタープラン（案）、松島駅前駐輪場改修計画について報告及び協議をさせていただきました。

8月8日には、日本国土開発株式会社が事業主として建設を進めている松島どんぐり太陽光発電所の起工式が行われ、工事の安全を祈願いたしました。この事業は幡谷及び初原地内にまたがる同社所有地にソーラーパネル約14万枚を設置し、一般家庭の約1万6,000世帯分の年間消費電力量に相当する約50メガワットの発電量が見込まれており、工事の完成は平成32年5月末で、宮城県内にある太陽光発電所で最大級の規模となる予定です。

8月15日から16日において、ことしで8回目となる松島流灯会「海の盆」が開催されました。観光客だけでなく町民や帰省客が世代を越えて集い、ふるさとの懐かしい夏祭りを楽しんでおりました。

次に要望等でございますが、7月19日に平成31年度政府予算編成並びに施策に関する要望及び東日本大震災に関する要望につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（阿部幸夫君） 議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1. 出納検査・監査についてであります。6月27日、7月25日、8月21日に例月現金出納検査の報告をいただいております。お二方の監査委員の方々、大変ご苦労さまでございました。

2. 請願・陳情・意見書等の受理はありませんでした。

3. 請願・陳情・意見書等の処理についてもありませんでした。

4. 行政視察であります。7月5日に岡山県津山市議会清流の会が災害対策に関して行政視察で来町しております。

5. 会議等であります。6月8日の平成30年第2回議会定例会、8月7日の平成30年第1回臨時会を含め総件数87件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおり

であります。

6. 議会だより発行です。8月1日に「まつしま議会だより」第135号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

7. 委員会調査についてであります。7月10日から12日まで、総務経済常任委員会が定住化促進対策について、富山県南砺市及び舟橋村において視察調査をしております。7月4日から7日まで教育民生常任委員会が幼児教育の環境整備について、香川県綾川町及び兵庫県福崎町において視察調査をしております。また、8月31日には東日本大震災復興対策特別委員会を開催し、震災に係る復興状況の調査及び復興対策に関する事項について、企画調整課及び関係課より説明を受けております。内容は記載のとおりであります。

8. 議員、委員派遣であります。7月24日・25日に宮城県町村議会議長会議員講座に議員延べ13名を、8月22・23日には宮城黒川地方町村議会議長会正副議長・事務局長合同視察研修に、8月30日には宮城県町村議会議長会議員研修会に議員8名を派遣しております。内容は記載のとおりでございます。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付されている組合議会議員及び広域連合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会です。

以上で、一部事務組合議会及び広域連合議会の報告を終わります。

日程第4 議案第52号 松島町都市計画マスタープランの策定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第52号松島町都市計画マスタープランの策定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第52号松島町都市計画マスタープランの策定について、提案理由を申し上げます。

平成16年3月に現行計画である「松島町都市計画マスタープラン」を策定し、これまで都市

づくりを推進してきたところではありますが、人口減少社会と高齢化社会の到来、国際化や地方分権の進展などに加え、東日本大震災の発生など松島町を取り巻く社会経済情勢が著しく変化してまいりました。

また、平成27年度には、これら社会経済情勢の変化に対応した都市計画マスタープランの上位計画となる「松島町長期総合計画」及び「松島町国土利用計画」が策定され、さらに本年5月には宮城県が定める都市計画の方針である「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しがなされたところでもあります。

これらのことから、都市計画法第18条の2に基づき、「松島町長期総合計画」及び「松島町国土利用計画」並びに「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、松島町の都市計画に関する基本的な方針として新たに策定するものであり、別冊のとおり松島町都市計画マスタープランを策定する上で松島町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、松島町都市計画マスタープランの策定につきまして説明させていただきます。

マスタープラン策定の内容につきましては、平成30年8月7日開催の松島町議会全員協議会におきましてご説明申し上げておりますので、本日はマスタープラン策定の概要と全員協議会におきましてご意見をいただきました内容について、変更・修正をしている箇所がございますので、あわせてご説明させていただきます。

それでは、別冊の松島町都市計画マスタープラン（案）をご参照願います。

マスタープランにつきましては、第1章都市計画マスタープランの概要、第2章上位関連計画の整理、第3章松島町の現状と課題、第4章都市づくりの目標、第5章全体構想、第6章地域別構想、第7章計画の実現に向けて、以上の7章で構成しております。

初めに、第1章「都市計画マスタープランの概要」につきましては、1ページに計画の目的、位置づけを示しております。都市計画マスタープランでは、町の全体像を示す全体構想と地域別構想を整理しておりますが、宮城県が策定した上位計画となる仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や町の上位計画となる長期総合計画・国土利用計画に即する形で策定するものでございます。

また、3ページの目標年次につきましては、国土交通省の都市計画運用指針に基づきまして、おおむね20年後の将来像を展望し、その実現に向けた道筋を示すものであることから、本計画の目標年次につきましては、2037年（平成49年）としております。

なお、中間目標年次につきましては、長期総合計画の目標年次を踏まえまして2027年（平成39年）としております。

続きまして、4ページをお開き願います。

第2章「上位関連計画の整理」につきましては、(1)松島町長期総合計画、(2)松島町国土利用計画、(3)仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の3つの上位計画に加えまして松島町観光振興計画、松島町景観計画などの2つの関連計画について概要を示しているものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。

第3章「松島町の現状と課題」につきましては、社会経済情勢の動向を踏まえまして18ページ以降に10の分野に分けて現状を整理しております。40ページにつきましては、松島町におけるまちづくりの主要課題としまして5つの課題に整理をしているものでございます。

続きまして、42ページをお開き願います。

第4章「都市づくりの目標」につきましては、第3章で整理しましたまちづくりの主要課題を解決し、望ましい松島町の都市づくりを推進していくため、都市づくりの将来像としまして「自然と歴史を継承し、豊かな暮らしを支え合うまち 松島」と定めております。

また、松島の自然や歴史、文化、コミュニティを含めた地域の魅力を大切にし、さらに質を高め、もっと知りたい、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを目指すということから、今回策定するマスタープランでは「もっと松島 ずっと松島」というサブテーマを設定しているものでございます。

これらの都市の将来像を実現するための目標としまして5つの主要課題に対応する形で設定しており、定住促進、都市基盤整備と産業振興、豊かな自然環境や歴史的風土の保全・継承、防災、地域コミュニティに関する目標を定めたものでございます。

続きまして、55ページをお開き願います。

第5章「全体構想」につきましては、松島町が目指すべきまちの将来像や5つの目標を実現するため、土地利用、都市施設、環境形成、景観形成、都市防災の方針について示しているものでございます。

続きまして、77ページをお開き願います。

第6章「地域別構想」につきましては、地域としての一体性やまとまりが備わり、一部将来の土地利用や地形等を考慮し、8つの地域区分を設定し、それぞれの地域別構想を設定しております。地域別構想では、全体構想で整理した方針を踏まえつつ、各地域ごとに目指すべき将来像や基本目標、それらを実現するための各種方針を整理しているものでございます。

こちらの第6章地域別構想におきまして、松島町議会全員協議会でのご意見を踏まえまして一部変更・修正している箇所が3点ございますので、そちらにつきまして説明させていただきます。

78ページ、地域の特徴をまとめたページにつきまして、松島町北部地域におけるこれまでの歴史的背景を踏まえまして、根廻・上幡谷地域につきまして4行目の「明治潜穴公園」の文言の後に「元禄潜穴」の文言を追加し、幡谷・竹谷・北小泉地域の特徴につきましても、4行目の元禄潜穴などの地域資源につきまして文言を追加しているものでございます。

続きまして、118ページをお開き願います。

地域づくりの方針図（根廻・上竹谷地区）につきまして、「明治潜穴」の後に「元禄潜穴」の文言を追加しております。

続きまして、124ページをお開き願います。

地域づくりの方針図（幡谷・竹谷・北小泉地区）につきまして、「元禄潜穴穴頭」や「品井沼干拓資料館」の文言を追加しております。

第6章での変更・修正した箇所につきましては、以上となります。

続きまして、127ページをお開き願います。第7章「計画の実現に向けて」を説明させていただきます。

第5章全体構想、第6章地域別構想において設定した計画の実現に向けた基本的な考え方や取り組み、計画の進行管理と見直しの方針について示しているものでございます。

また、129ページ下段、7-4本計画の進行管理と見直しにつきましては、(1)PDCAによる進行管理について、松島町議会全員協議会におきまして進行管理の方法の具体的な記載がないとのご意見を踏まえまして、下から4行目以降に「社会情勢や行財政制度の変化、町の財政状況などを勘案し、毎年度策定する実施計画の策定時に点検評価を行う」とすることと新たに記載し、PDCAによる進行管理を具体的に行うことを追加しているものでございます。

最後になりますが、本計画はおおむね20年後の将来像を展望して定めるものでございますが、今後、松島町長期総合計画を初め上位計画に大きな変化が生じた場合や今後の社会情勢の変

化などに伴う新たな課題への対応が必要となった場合、その必要に応じて本計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上で終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第53号 松島町営バス運行条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第53号松島町営バス運行条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号松島町営バス運行条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、デマンドバスなど地域の需要に柔軟に対応した町営バスの運行を図るため運行区間の表記を改正し、あわせて条文整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町営バス運行条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の一番後ろ、条例に関する説明資料をお開き願います。

改正内容につきまして、第1条につきましては条例の趣旨規定となりますが、他の施設設置条例の条文との整合を図り、改正前条例にあるバス運行の許可手続である「道路運送法」の規定を削除し、公の施設であるバス路線の設置の根拠法となる「地方自治法第244条の2」の規定のみの表記に条文を整備するものです。

第2条につきましては運行区間に関する規定となりますが、規定内容に合わせ、条文見出しについて、「設置」を「運行区間等」に改めるものです。

同条第2項につきましては、起・終点について、施設名バス停の表示の現状にあわせ「松島町中央公民館」を「松島町文化観光交流館」に改めるほか、「運行距離」を削除するものです。

運行距離につきましては、10月からの実証実験運行に伴い、期間中はこれまでのバス停のほかに停留地点をふやして運行しますが、予約状況により運行ルートが異なり運行距離が一定しないことや、今後バス停・停留地点など新たな乗降箇所を設置する際にも速やかに対応可

能となるよう改めるものです。

なお、停留地点の設置箇所につきましては、本日配付させていただきましたデマンドバス実証実験運行の資料に記載しております。本資料につきましては、9月3日の広報まつしま9月号の配布にあわせ、全世帯に配布したチラシとなります。表に実証実験運行の概要と利用方法などを記載しております。

裏面のデマンドバス運行区域図をごらんください。デマンドバス運行区域図の黒破線内の黒文字で表記している乗降箇所が今回新たに設定した停留地点になります。緑の文字で表記している箇所は既存のバス停になります。また、区域図の右上と右下に行政区ごとのバス停と停留地点の表を記載しております。黒破線内のエリアについて、既存のバス停は24カ所、今回新たに設置した停留地点は59カ所となり、乗降箇所は合わせて83カ所となり、これまでの約3.5倍となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第54号 松島町町税条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第54号松島町町税条例等の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号松島町町税条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについては専決処分しましたが、その他の事項について改正するものであります。

主な改正内容につきましては、個人の町民税における所得控除等の見直し、たばこ税の税率改正を規定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第54号松島町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、今回の改正につきましては、第1条から第6条までの条立てで改正を行うものでございます。条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1条の松島町町税条例の一部改正であります。1の個人住民税につきましては、平成33年度分の個人町民税から適用となる関係規定を整備するものであります。

第24条の個人町民税の非課税の範囲の改正につきましては、給与及び年金所得控除が引き下げられることに伴い、障害者、未成年者、寡婦等に対する所得要件を125万円から135万円に引き上げ、均等割非課税限度額も引き上げることで今までと同様に非課税の対象とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

第34条の2の所得控除の改正につきましては、基礎控除の制度の見直しを図るもので、所得が一定額を超えた場合、控除額が低減、消失する仕組みを設けるものであります。具体的には表及び図のように今まで33万円と一律であった基礎控除について、納税義務者本人の合計所得金額が2,400万円を超えた場合から段階的に縮小させ、合計所得金額が2,500万円を超えた場合、基礎控除を適用しないとするものであります。

次に、34条の6第1項の調整控除につきましては、基礎控除の改正と同様に合計所得金額が2,500万円を超えた納税義務者には適用しないとするものであります。

次に、3ページの2の法人町民税についてでございますが、第48条の法人の町民税の申告納付につきましては、地方税法の改正により資本金1億円を超える大法人の法人税の申告について、電子申告が義務化されたことにより地方の法人町民税についても地方税共同機構を経由して電子申告が義務化されたことによる改正でございます。

次に、3のたばこ税であります。たばこ税の見直しに係るたばこ税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し等になっております。

なお、加熱式たばこの課税方法の見直しにつきましては、平成30年10月1日から段階的に見直し、また紙巻きたばこのたばこ税率については、平成30年10月1日から3段階で引き上げを行うため、4ページの第2条松島町町税条例の一部改正から6ページの第6条松島町町税条例の一部を改正する条例の一部改正まで関係ございますので、その概要につきまして7ページ・8ページに「たばこ税の改正について」という資料を添付させていただいておりますので、後ほどたばこ税につきましては、その資料によりご説明させていただきます。

4ページの4の固定資産税の説明に入らせていただきますが、附則第10条の2の法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合につきましては、平成30年6月に施行された生産性向上

特別措置法に基づく計画に適合した中小企業の設備投資について、平成30年3月31日までの間に取得されたものに係る固定資産税の課税標準を3年間ゼロから2分の1の範囲で町の条例で定める割合で軽減できるものであり、近隣市町の動向も踏まえ、その割合をゼロとするものであります。

次に、たばこ税の改正についてご説明させていただきたいと思っております。7ページのたばこ税の改正についての資料をお開き願いたいと思っております。

まず、1の加熱式たばこの課税方式の改正、条例第94条関係でございますが、現行の加熱式たばこのたばこ税はパイプたばこに分類され、フィルター等を含む重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算しており、税額が約34円から約192円と紙巻きたばこの税額の14から78%と製品により大きな差があります。そのため加熱式たばこの課税区分を新設し、製品ごとに極端な差が出ないように平成30年10月1日から段階的に税負担を紙巻きたばこの7割から9割程度になるようにするものでございます。

なお、現在の紙巻きたばこ及び加熱式たばこの税負担については、下の表のとおりでございますが、商品は一例になりますが、紙巻きたばこ1箱20本入りで小売価格が440円であればたばこ税は244.88円と小売価格の55.7%となっておりますが、加熱式たばこのアイコスであればフィルター等を含む重量1箱15.7グラムを紙巻きたばこの本数に換算し、たばこ税は192.23円と小売価格460円の41.8%となっております。同様にブルーム・テックであればたばこ税が34.28円、小売価格の7.5%、またグローであればたばこ税が119.99円、小売価格の28.6%と紙巻きたばこの税額と製品により大きな差が出てる状況でございます。

このようなことから、加熱式たばこの課税方式を見直し、現行の加熱式たばこのたばこ税の重量換算から重量と価格による新換算方法に段階的な見直しを行うものであり、その見直しについて表にまとめておりますが、平成30年10月1日から現行の重量による換算部分について0.8を乗じ、毎年10月1日から乗率を0.2ずつ引き下げ、逆に改正後の重量と価格による新換算部分を毎年乗率を0.2ずつ引き上げ、平成34年10月1日からは新換算方法に移行するものでございます。この段階的な見直しが、第1条から第5条におけるたばこ税の課税標準の改正内容となっております。

8ページをお開き願いたいと思っております。

2の紙巻きたばこのたばこ税の改正についてでございます。こちらは条例第95条及び附則第3条関係でございますが、まず第95条につきましては、紙巻きたばこのたばこ税率であり、国と地方のたばこ税率の配分比率1対1を維持した上で地方のたばこ税率を平成30年10月1

日から国と地方あわせた1本当たり1円ずつ、計3年を3段階で引き上げを行うものでございます。その段階的な見直しについては、表にまとめておりますが、平成30年10月1日から市町村たばこ税は1,000本当たり現行の5,262円から5,692円へ引き上げ、また平成32年10月1日から6,122円へ引き上げ、さらに平成33年10月1日から6,552円に引き上げるものでございます。

また、附則第3条につきましては、平成31年4月1日に予定されていた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日実施に延期するものでございます。この改正が第1条、第3条、第4条のたばこ税率の改正及び第6条の附則の改正となっております。

なお、参考にたばこ税の変移についてになりますが、加熱式たばこの課税方式の見直し及び紙巻きたばこのたばこ税率の見直しにより、最終的には紙巻きたばこが約300円、加熱式たばこが約210円から約270円と紙巻きたばこの約7割から9割程度にふえ、製品間のばらつきも縮小する見込みでございます。

なお、その他の改正につきましては、地方税法の改正に伴う文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第55号 松島町都市計画税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第55号松島町都市計画税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行を要するものについては専決処分しましたが、その他の事項について改正するものであります。

改正内容につきましては、地方税法の改正による項ずれに伴い所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第56号 松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第56号松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号松島町特別敬老祝金支給条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、高齢化及び長寿命化の進展に伴い、対象となる方々が年々増加しており、介護を必要とする方や少子化に対応した施策の必要性が高まっていることから特別敬老祝金について、米寿の方への支給金額を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、条例に関する説明を申し上げます。条例に関する説明資料をごらんください。

第4条の改正につきましては、特別敬老祝金の額及び支給時期について、満88歳（米寿）の方の支給額を5万円から2万円に変更するものであります。99歳（白寿）の方の10万円につきましては、据え置きとしております。

誕生月としている支給時期につきましては、「町長が特に認める場合は、この限りでない」のただし書きを追加したことにつきまして、これはご本人やご家族のご都合でやむを得ず翌日に支給をしてほしいという相談も出てきていることから今回追加するものであります。

施行年月日は平成31年4月1日からとしております。

参考資料をごらんください。対象者及び支給金額の実績につきましては、この10年間で約2倍になっており、今後も増加していく見込みとなっております。女性の平均寿命が88歳に近づく中におきまして敬老祝金の検討をする自治体がふえており、参考までに仙台市では88歳が1万円、100歳が5万円に見直しされております。

少子高齢化が進展していく中におきまして長寿命化により介護を必要とする方がふえていることから、高齢福祉施策として在宅介護の支援の一環として重度の方を対象にしたタクシー助成と紙おむつ助成を新たに実施していく予定です。あわせて、少子化対応の一環として区長会行政懇談会等では不妊治療助成を継続していくとの説明をしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第57号 松島町保健福祉センター条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第57号松島町保健福祉センター条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

報告書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第57号松島町保健福祉センター条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、保健福祉センターの保守点検や修繕及び設備更新等の実施、運営経費等の効率化等運営管理を適切に実施するため所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、保健福祉センター条例の一部改正について説明を申し上げます。条例に関する説明資料をごらんください。

第4条につきましては、使用許可などに関する文言の整理について、文言を簡潔に整理したものでございます。

第5条使用料に関する文言の整理につきましては、第1項について文言を簡潔にし、別表のとおりとしたものです。

第2項において「納入通知書等」ということで「など」を追加したことにつきましては、入浴の方はレジスター（金銭自動登録機）を利用している実態に合わせて整理させていただいたものでございます。

第6条使用料の減免に関しましては、第5条の文言に合わせて整理したものです。

新旧対照表をごらんください。別表（第5条関係）の保健福祉センター使用料、1. 各室の使用料の表につきましては、夜間の使用時間を夜8時閉館に合わせて改正したものでございます。

備考、裏面開いていただきまして、備考の3. (2)栄養指導室の調理機器の使用料につきましては、調理室には6台の調理台がございりますが、4台あるガスコンロより2台あるIHコン

ロの利用のほうがふえておりまして、電気オーブンとか電子調理機器の使用が多くなっている現状から「ガス使用料」という表記を見直させていただきまして「調理機器」ということで整理したものでございます。

2. 浴室の使用料につきましては、浴室の使用時間、年齢区分及び町内外別の使用料について、わかりやすく表を改正したものでございまして、浴室使用料に係る料金や年齢区分は変更しておりません。

資料の最後に保健福祉センター管理規則改正（案）の新旧対照表を添付しております。3月議会でも説明申し上げましておりました日曜閉館と夜8時閉館、障害者減免について明記しております。新たに町内の障害者の方について、10月から半額減免としていく予定です。

休館日を日曜とした理由につきましては、保健福祉センターの機械設備や給湯設備が保健福祉センター及び併設するデイサービスセンターの給湯、床暖房を全て賄っているため、デイサービスや宅配夕食がお休みとなることによって一番影響の少ない曜日としたものでございます。利用者の皆様には丁寧に周知してまいります。

以上、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで議事運営上、休憩に入りたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第10 議案第58号 平成30年度松島町一般会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第58号平成30年度松島町一般会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第58号平成30年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金等について補正するものでありま

す。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、7ページをお開き願います。

2款総務費1項10目諸費につきましては、町民新年会開催に係る経費について補正するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成29年度までに実施した事業に繰り入れをした繰入金の不用相当額について基金へ積み立てするものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険情報データベースシステム改修費について繰り出しするものであります。

6目保健福祉センター管理費につきましては、保健福祉センター事務室等の空調設備の修繕に係る経費について補正するものであります。

8ページをお開き願います。

2項3目保育所費につきましては、保育士派遣業務委託料について補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、平成32年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画の策定等に係る経費について補正するものであります。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、宮城県より平成30年7月6日付で中山間地域等農村活性化事業補助金の交付決定を受け、根廻地区の地域保全組織に活動費を補助するため補正するものであります。

8款土木費6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震診断の申請件数が当初見込んでいた3件に達しており、今後の申請見込みを勘案し、1件分を補正するものであります。また、大阪府北部地震のブロック塀倒壊事故を受け、スクールゾーン内の通学路に面したブロック塀等の除去及び当該ブロック塀等の除去箇所への生け垣等設置に対する補助金について補正するものであります。

予備費につきましては、西日本豪雨災害支援業務に要する経費への充用により今後を考慮し、補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

10款地方特例交付金及び11款地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い増額するものであります。震災復興特別交付税につきましては、保育所保育科の震災減免に対する一般財源負担分について措置される見込み額を補正するものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、宮城県被災した子どもの健

康・生活対策等総合支援事業費補助金が交付決定したことに伴う震災減免対応により減額するものであります。

4ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました木造住宅耐震診断助成事業及びブロック塀除去等補助金に対するものであります。

16款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、保育科の震災減免に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金及び6目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明しましたそれぞれの事業に対するものであります。

5ページにわたります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰り入れするものであります。

20款繰越金につきましては、平成29年度決算に伴い補正するものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、町民新年会開催に係る参加者負担金であります。

6ページをお開き願います。

22款町債1項5目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき補正するものであります。

これらの財源を精査し、長寿社会対策基金への積立金及び財政調整基金繰入金を補正するものであります。また、子ども・子育て支援事業計画策定等業務について、事業期間が平成31年まで要することから債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、主要事業説明資料のNo.1、第2期松島町子ども・子育て支援事業計画策定等事業について説明を申し上げます。補正予算事項別明細書につきましては、8ページになります。

3款2項6目子ども支援事業費のうち13節委託料が事業費となります。本事業は子ども・子育て支援法第61条に基づき5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされており、第1期計画が平成31年度で終期、終わりとなることから平成30年度を始期、始めの時期とする第2期計画を策定するものです。

また、本事業は平成30年度から平成31年度までの2カ年で計画しており、債務負担行為で実施するものであります。今年度につきましては、計画策定に関する調査業務、平成31年度は計画策定業務を実施するものです。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 中山間地域等農村活性化事業について、主要事業説明資料2に基づき説明いたします。補正予算事項別明細書につきましては、8ページになります。

本事業につきましては、平成30年度7月6日に宮城県より補助金交付決定を受けまして根廻地区に立ち上げられました2組織の根廻ふるさと保全隊の活動費に対し、補助するため今回補正するものであります。補助率は100%となっております。

なお、具体的な事業の内容につきましては、元禄潜穴付近の草刈り、元禄潜穴ずり穴内の水質調査、また現在栽培しております果樹園の育成費等となっております。

なお、農地の利活用や保全整備の推進が本補助金の要件となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 事項別明細書、同じく8ページ、主要事業説明資料3になります。

8款6項2目木造住宅等耐震対策事業の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、木造住宅耐震診断助成事業に係る委託料の補正及び大阪府北部地震でブロック塀が倒れ、児童が犠牲になった事故を受け、ブロック塀等除却補助金及び除却箇所の生け垣等設置補助金を補正するものであります。

事業概要であります。①木造住宅耐震診断助成事業につきましては、昭和56年以前に建築した木造住宅について、耐震診断及び耐震改修をすることにより住宅の地震に対する安全性を確保するものであります。今年度は当初3件の診断を予定し、実施中ではありますが、1件希望者がありましたので、補正を行うものであります。

②スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業につきましては、スクールゾーン内の通学路に面したブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止し、学童を初めとする通行人の安全性を確保するものであります。大阪の事故以来1人の地権者より実施の相談があり、今年度予算がありませんでしたので補正をするものであります。

ブロック塀等除却事業補助金につきましては、除却面積に1平方メートル当たり4,000円を乗じた額で補助限度額は1件あたり15万円であります。生け垣等設置事業補助金につきましては、設置に対する経費の3分の1で補助限度額は設置延長に1メートル当たり4,000円を乗

じた額、または10万円のいずれか低い額であります。

補正額につきましては、木造住宅耐震診断助成事業が1件で14万円、スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業が1件で25万円であり、合計して39万円であります。

財源表中の交付金につきましては、社会資本整備総合交付金であり、全体事業費39万円の補助率50%であります。県費につきましては、木造住宅耐震診断助成事業の補助金であり、①事業14万円の補助率25%であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第59号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第59号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第59号平成30年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。また、国民健康保険情報データベースの都道府県単位化対応に伴うシステム改修費用及び平成29年度療養給付費等交付金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第60号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第60号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第60号平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするもの
あります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第61号 平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2
号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第61号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第
2号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第61号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申
上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金並びに平成29
年度支払基金交付金の確定による返還金について補正するものであり、これらの財源を精査
し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第62号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第1
号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第62号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第
1号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第62号平成30年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申
上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰
入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第63号 平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第1号)について(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第15、議案第63号平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算(第1号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第63号平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島区の土地貸付収入及び高城区の平成29年度決算に伴う繰越金等について補正し、それぞれの区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第64号 平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第16、議案第64号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第64号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第65号 平成29年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について(提案説明)

○議長(阿部幸夫君) 日程第17、議案第65号平成29年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第65号平成29年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いての提案理由を申し上げます。

平成29年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金9,038万3,206円のうち1,000万円を減債積立金に積み立てし、1,791万6,046円を資本金に組み入れ、残額の6,246万7,160円を繰り越すことで未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第66号 工事請負契約の締結について（提案説明）【富山避難路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第66号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第66号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する富山避難路整備工事に関するものであり、去る8月16日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、避難道路整備工、路線延長610メートルを行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、富山避難路整備工事の契約につきまして説明いたします。説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

今回の工事につきましては、6月議会で補正の議決をいただきました富山観音から三浦避難所までの避難路整備を行うものであります。工事箇所につきましては、町道富山線であり、富山観音の表参道であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

平面図であります。左側が起点部の町道三浦線、右側が終点部の富山大仰寺前であります。

全体の路線延長につきましては、610メートルであります。起点側より路線中間付近までの区間では起点部の町道三浦線側に駐車場整備を行い、現道の改良は行わないで避難誘導灯設置を行います。赤で着色しております山間部の330メートル区間につきましては、起点側から終点側、左から右に山を登っていきませんが、現在の道路に階段と勾配が緩い区間はスロープを設置します。また、避難誘導灯及びフットライトの設置を行います。

図面右下、階段工の断面図ですが、階段の歩道幅につきましては、有効幅員で2メートルあります。終点側富山方面に向かいまして左側に側溝、右側に手すりを設置します。

縦断面図ですが、階段1段の高さは15センチメートル、現況の道路勾配なりに階段を設置してまいりますので、勾配調整を行うことから踏みかけ幅は30センチメートルから1メートル20センチメートルとなります。

工事概要であります。路線延長は610メートルであります。避難道路施設といたしまして階段工330メートル、排水工320メートル、手摺工340メートル、附属施設工一式であります。駐車場施設といたしまして舗装工700平方メートル、排水工60メートル、防護柵工130メートル、附属施設工一式であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ2社から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、丸勘建設株式会社宮城営業所を請負契約予定者としたものであります。落札金額は1億1,890万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして1億2,841万2,000円であります。また、仮契約につきましては、平成30年8月21日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成31年3月29日までであります。冬期間の工事、それから大型機械での施工ができないということもありまして繰り越しを行う予定であります。平成31年8月31日に予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第19 議案第67号 工事請負契約の締結について（提案説明）【古浦漁港防潮堤整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第67号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第67号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、農山漁村地域整備交付金として実施する古浦漁港防潮堤整備工事に関するものであり、去る8月16日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、防潮堤新設工、施工延長71.1メートルを行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、古浦漁港防潮堤整備工事の契約につきまして説明いたします。説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

東日本大震災以降海岸線で防潮堤の整備が進められておりますが、漁港海岸で防潮堤がない箇所につきましては、水産庁補助事業の農山漁村地域整備交付金復興枠で防潮堤整備を行っております。町が管理する漁港では古浦漁港と銭神漁港が事業の対象となっております。今回工事箇所の古浦漁港につきましては、手樽古浦地区の県道奥松島松島公園線から入り、JR仙石線を越え海側にある漁港となっております。

説明資料の2ページ目をお開きください。

図面中央の平面図であります。図面上が県道奥松島松島公園線側、図面下がカキ処理場があります海側となります。赤で着色している箇所が防潮堤であります。整備位置につきましては、JR仙石線の海側に整備を行うものであります。また、臨港道路がありますので、道路部分につきましては電動式の陸開、横引きゲートを設置するものであります。

図面右の標準横断図をごらんください。左側が仙石線、右側が海側になります。赤着色箇所が防潮堤ですが、仙石線の中心線より9.5メートル海側に重力式擁壁を築造するものであります。防潮堤の天端高さはTPプラス3.3メートル、擁壁の全体の高さは3.7メートルであります。擁壁部分につきましては、漁港側で地上から1.75メートルの高さで築造となる計画であります。防潮堤の基礎工はパイ400ミリの鋼管ぐいでありまして、長さ4メートルから19メートルの鋼管ぐいを打ち込みます。また、海水の遮水矢板を防潮堤下の海側に設置いたします。

図面左上の工事概要であります。施工延長71.1メートル、重力式擁壁工64.1メートル、鋼

管杭工パイ400ミリ54本、遮水鋼矢板工73.45メートル、陸開工幅7メートル、高さ1.74メートル1基であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法の条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ1社から申し込みがあり、入札を行った結果、第2回目の入札においても予定価格に達せず、落札に至りませんでしたので、奈良建設株式会社仙台支店と随意契約の折衝を行い、見積書を提出していただいた結果、見積額が予定価格に達しましたので請負契約予定者としたものであります。

見積額につきましては、2億4,300万円であります。契約額につきましては、消費税が入りまして2億6,244万円であります。また、仮契約につきましては、平成30年8月21日に締結しており、なお工期につきましては、平成31年3月29日までであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第68号 工事請負契約の締結について（提案説明）【農道北小泉
幡谷線舗装補修その1工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第68号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第68号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する農道北小泉幡谷線舗装補修その1工事に関するものであり、去る8月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路舗装補修工、施工延長1,580メートルを行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、農道北小泉幡谷線舗装補修その1工事の契約につきまして説明いたします。工事につきましては、東日本大震災復旧・復興事業に伴う大型工事車両の通行により損傷した道路舗装について東日本大震災復興交付金事業により舗装補修を行うものであります。今回認められた箇所につきましては、幡谷地区の県道竹谷幡谷線と国道45号を結ぶ道路ですが、農道北小泉幡谷線全線及び農道上下堤竹谷線の一部であります。今回の工事につきましては、施工延長が長いことから今年度完成を考え、3工区に分けて実施するものであります。その部分の1工区目となっております。

説明資料の1ページ目をお開きください。

施工箇所につきましては、図面の赤線部分であります。農道北小泉幡谷線の国道側の起点側より路線中間付近までであります。8月臨時議会でも説明しておりますが、舗装補修は車道部の舗装打ちかえ補修を行うものでありまして、左下に舗装補修の断面図がありますが、通常の補修方法ではアスファルト舗装を剥ぎ取り、既設路盤を再転圧し、アスファルト舗装を行いますが、今回の補修方法では図の真ん中のように現在のアスファルト舗装を砕きながらセメント及びアスファルト乳剤をまぜ、攪拌し、改良・転圧を行い、図の左のようにその上に5センチメートルのアスファルト舗装を行います。これにより今ある舗装より5センチメートル高くなりますが、舗装の強度が上がる工事を行います。

図面右下の標準断面図であります。車道部の道路付近は6.5メートルであります。今回の補修部分は表層工のアスファルト舗装（厚さ5センチメートル）、路盤工の路上再生路盤工（厚さ10センチメートル）であります。

図面右上に工事概要になりますけれども、工事延長1,580メートル、表層工厚さ5センチメートル、1万650平米、路上再生路盤工厚さ10センチメートル、1万650平米、附帯工一式であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ、9社から申し込みがあり、入札前に1社辞退をしております。8社で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、三井住建道路株式会社東北支店を請負契約予定者としたものであります。落札金額は5,138万円であり、契約額につきましては消費税が入りまして5,549万400円であります。また、仮契約につきましては、平成30年9月5日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成31年3月29日までであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第69号 工事請負契約の締結について（提案説明）【農道北小泉
幡谷線舗装補修その2工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第69号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第69号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する農道北小泉幡谷線舗装補修その2工事に関するものであり、去る8月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路舗装補修工、施工延長1,578メートルを行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、農道北小泉幡谷線舗装補修その2工事の契約につきまして説明いたします。工事につきましては、議案第68号でも説明いたしましたが、東日本大震災復興旧・復興事業に伴う大型工事車両の通行により損傷した道路舗装について東日本大震災復興交付金事業により舗装補修を行うものであります。3工区に分けて工事を実施する2工区目であります。

説明資料の1ページ目をお開きください。

施工箇所につきましては、図面の赤線部分であります。農道北小泉幡谷線の路線中間付近より幡谷地区県道側の終点部までであります。舗装補修の計画といたしましては、先ほど議案第68号と同様であります。

図面右上工事概要になりますが、工事延長1,578メートル、表層工厚さ5センチメートル、1万970平米、路上再生路盤工厚さ10センチメートル、1万970平米、附帯工一式であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ、9社から申し込みがあり、入札前に1社辞退をしております。8社で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店を請負契約予定者としたものであります。落札金額は5,700万円であり、契約額につきましては消費税が入りまして6,156万円であります。また、仮契約につきましては、平成30年9月5日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成31年3月29日までであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第70号 工事請負契約の締結について（提案説明）【農道上下堤
竹谷線舗装補修工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第70号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第70号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する農道上下堤竹谷線舗装補修工事に関するものであり、去る8月30日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路舗装補修工、路線延長1,293メートルを行うものであります。工期は平成31年3月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、農道上下堤竹谷線舗装補修工事の契約につきまして説明いたします。工事につきましては、議案第68号及び69号でも説明いたしましたが、東日本大震災復旧・復興事業に伴う大型工事車両の通行により損傷した道路舗装について、東日本大

震災復興交付金事業により舗装補修を行うものであります。3工区に分けて工事を実施する3工区目であります。

説明資料の1ページ目をお開きください。

施工箇所につきましては、図面の赤線部分であります。農道上下堤竹谷線の国道45号側起点側より農道北小泉幡谷線の交差点部までであります。舗装補修の計画といたしましては、先ほど議案第68号及び69号で説明したとおりであります。

図面右上工事概要になりますが、工事延長1,293メートル、表層工厚さ5センチメートル、7,760平米、路上再生路盤工厚さ10センチメートル、7,760平米、附帯工一式であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ、8社から申し込みがあり、入札前に1社辞退をしております。7社で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、三井住建道路株式会社東北支店を請負契約予定者としたものであります。落札金額は4,202万円であり、契約額につきましては消費税が入りまして4,538万1,600円であります。また、仮契約につきましては、平成30年9月5日に締結しております。

なお、工期につきましては、平成31年3月29日までであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第71号 物品売買契約の締結について（提案説明）【消防小型動力ポンプ付積載車購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第71号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号物品売買契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の物品売買計画の締結につきましては、平成15年3月に配備しました消防小型動力ポンプ付積載車の使用年数が15年を経過し、老朽化が著しいことから石油貯蔵施設立地対策等交付期により更新を図るものであり、去る8月16日に入札に付し、議案のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

購入内容につきましては、普通四輪駆動の小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、消防小型動力ポンプ付積載車の購入につきましてご説明申し上げます。資料1ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回更新を図る車両等の主な仕様内容を記載しております。主な仕様につきましては、車両につきましては、3000cc、ディーゼルエンジンの6人乗りでございます。可搬式の動力ポンプ1台を積載し、放水時に使用する給水管、菅鎗を装備いたします。ほかに消火活動に使用する鳶口、金テコ、いわゆる大型のパール、剣スコップ、はしご等もあわせて装備いたします。

納入場所につきましては、現在建設中であります上竹谷地区の第5分団車庫となります。納期につきましては、平成31年2月28日となります。

次のページの資料をお開き願います。

写真の車両につきましては、平成29年度に購入し、第4分団に配備した小型動力ポンプ付積載車でございます。今回購入する車両と規格、仕様内容等が同じということで参考イメージの写真となっております。

最終ページの入札結果をごらん願います。

入札方法を条件つき一般競争入札としたところ、6社からの申し込みがありました。入札の結果、仙台市若林区卸町二丁目8番6号、トーハツ県南サービス株式会社が落札しております。落札額は810万円、契約額は税込みで874万8,000円となっております。また、仮契約は平成30年8月22日に締結しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

-
- 日程第24 議案第72号 平成29年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第25 議案第73号 平成29年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について (提案説明)
- 日程第26 議案第74号 平成29年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について (提案説明)
- 日程第27 議案第75号 平成29年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について (提案説明)
- 日程第28 議案第76号 平成29年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出
決算認定について (提案説明)
- 日程第29 議案第77号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定
について (提案説明)
- 日程第30 議案第78号 平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出
決算認定について (提案説明)
- 日程第31 議案第79号 平成29年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について (提案説明)
- 日程第32 議案第80号 平成29年度松島町水道事業会計決算認定について (提
案説明)

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。日程第24、議案第72号から日程第32、議案第80号ま
では平成29年度各種会計決算認定に関する議案であり関連がございますので、一括議題とし、
一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第72号から日程第32、議案第80号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成29年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上
程しておりましたので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、平成29年度の我が国の経済は、経済対策等によって雇用や所得環境が大きく改善され、個人消費や企業の設備投資など国内需要も持ち直しつつあり、緩やかではありますが、回復基調で推移いたしました。しかしながら、社会保障費や少子高齢化の構造的問題、さらには消費者物価の基調は横ばいの状態であり、デフレからの脱却に向けてまだ課題が残されており、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきましては、丹野、赤間両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

平成29年度一般会計の決算につきましては、歳入総額144億4,321万7,000円に対し、歳出総額129億8,731万2,000円となり、歳入歳出差し引き額14億5,590万5,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額8億9,869万1,000円及び事故繰越額1億2,073万8,000円合わせて差し引いた4億3,647万6,000円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、2億2,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積み立てするものであります。

平成29年度予算に対する歳入の収入率は94.26%、歳出の執行率は84.76%となっております。

町税につきましては、徴収率は前年度より0.9%増の96%となりましたが、法人町民税、たばこ税の減額により、町税全体で2,231万円ほど減収となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして、説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質向上や知識・技能の習得を図るための研修を実施し、また職員の健康管理の一助として健康診断などの福利厚生事業を実施しました。松島第二小学校用地につきましては、測量及び価格鑑定事業を実施し、地権者との協議により土地の交換を行うことができました。

広報広聴費につきましては、広報などを通じて町民の皆様にも町政や町の動き・行事等の最新

情報を広くお知らせしたほか、各種イベントや観光情報等をホームページやフェイスブックに掲載し、即時性をもって情報発信に努めました。また、住民生活の不安を軽減・解消する機会として行政相談、法律相談を定期的を実施しました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。また、固定資産台帳整備が完了したことに伴い、公共施設等総合管理計画の改定を実施しました。

企画費につきましては、総合計画審議会において、松島町バリアフリー基本構想や復興関連事業に係る進捗状況の報告や意見を賜り、長期総合計画に掲げる各施策の推進を図りました。また、松島町バリアフリー基本構想の策定につきましては、松島町バリアフリー基本構想策定協議会及び松島町バリアフリー基本構想策定庁内委員会において検討を行い、平成30年3月に策定いたしました。

企業誘致につきましては、宮城県主催の企業立地セミナーに参加し、宮城県内において事業展開を検討している企業に向けて町の企業誘致に関する取り組みや情報を説明したほか、東京都内や名古屋市内の金融機関を訪問し、地方への進出を計画している企業に対する松島町の情報発信をお願いしてまいりました。

また、東北放射光施設の計画に参画予定の企業と学術研究者が一堂に会する一般財団法人光科学イノベーションセンター主催の会議に出席し、東北放射光関連企業の誘致に向けた本町の取り組みや情報提供を行いました。今後は、一般財団法人光科学イノベーションセンターや東北大学、東北経済連合会からのさらなるご支援やご協力をいただきながら東北放射光関連企業や研究機関の誘致につながる活動を継続してまいります。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金と津波被災住宅再建支援事業補助金を引き続き交付し、町内外からの移住・定住者への支援を行いました。また、移住地としての松島の魅力をPRするため、東京都内で開催された県主催の「みやぎ移住フェア」等に参加し、移住を希望されている方に対し、情報提供や移住相談を行いました。さらに、移住フェア等における一層のPR活動の強化を図るため、移住・定住促進PR映像を制作し、町ホームページでの公開を行うとともに東京都内のみやぎ移住サポートセンターに配布し、松島町への移住をアピールしました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づき、建物の建築等の際に地区ごとに定められた景観形成基準について事前協議などを通じ、町民や事業者の方にご理解をいただきながら景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

交通安全費につきましては、カーブミラー等の交通安全施設整備工事と路面表示や停止線等の区画線整備工事を実施し、交通事故防止に努めました。さらに、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業としましては、飲酒運転撲滅運動に重点的に取り組み、交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携して酒類等提供事業者への訪問及びリーフレットを配布し、飲酒運転根絶を呼びかけました。

その結果、平成30年3月4日に交通死亡事故ゼロ1730日を達成し、宮城県知事から褒状を授与されました。

諸費につきましては、行政区長の移動研修会を開催し、岩手県花巻市の自主防災組織の現況と取り組みについて意見交換を行いました。また、にかほ市との夫婦町締結30周年を記念し、にかほ市において植樹式及び式典をとり行い、今後も末長い友好関係を築いていくことを誓い合いました。

さらに、警察及び防犯指導隊などの関係団体と連携を図り、住民の安全と犯罪、非行の未然防止と各地区の防犯灯設置及び電気料金の助成を行い、夜間の安全確保に努めました。

電子計算費につきましては、住民情報システム、財務会計システム、総合行政ネットワークシステム及び地域情報システムの運用とセキュリティ対策を実施しました。また、社会保障・税番号制度への対応としてシステム改修業務を行い、国によるマイナンバー施策の推進に向けたシステム環境整備を計画的に進めました。

町民バス運行費につきましては、路線バスの運行並びに第二小学校及び第二幼稚園へ通学バスの運行を行い、公共交通空白地区に通勤、通学、外出のための移動手段を確保したほか、町民バスの運営見直しに係る調査検討を行い、松島町地域公共交通網形成計画を平成30年3月に策定しました。また、懸案であった松島駅・松島海岸駅への乗り入れについても関係機関と協議を進め、平成29年中に両駅とも乗り入れを実現することができました。

施設管理費につきましては、集会施設の環境整備を図り、また桜渡戸地区の集会施設の建てかえを実施いたしました。

復興推進費につきましては、震災復興計画の具現化に向け、復旧・復興事業間の調整を行いながら事業推進を図ったほか、埋蔵文化財確認調査や下水道施設整備等を初めとする復興交付金事業計画の作成を行い、町が実施主体となる事業に対する復興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。また、東日本大震災復興交付金事業として漁業集落防災機能強

化事業での集落間道路、松島地区避難場所整備事業での三十刈地区避難場所及び石田沢地区避難所の工事を実施し、全ての工事が完了しました。完成しました。

ふるさと納税費につきましては、返礼品のリニューアルを行い、使途事業を明確にするなど日本全国の皆様に向けて啓発に努めました。

戸籍住民基本台帳につきましては、町民の利便性向上を図るため週の初日の窓口延長を引き続き行い諸証明の交付事務を実施するとともに、第三者による虚偽の届け出や諸証明の不正取得を防止するため本人確認を適正に行い、個人情報保護に努めました。また、マイナンバー制度に伴う個人番号の取り扱いやマイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

選挙費につきましては、10月に任期満了による宮城県知事選挙及び解散に伴う衆議院議員総選挙が執行され、小選挙区選出議員、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票が執行されました。また、12月には任期満了による松島町議会議員一般選挙が執行されました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員・児童委員への活動支援や社会福祉協議会を初めとする福祉団体等への助成を行いました。

障害者福祉費につきましても、障害のある方に障害者総合支援法などに基づき町が施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。また、有資格者による保護者からの子育てについての困りごと相談の実施、障害者等相談支援事業の実施、障害のある方やその家族が暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な支援等を行うための第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児童福祉計画を策定いたしました。

地域活動支援センター「希望園」では、週4日は障害児とその家族が日中一時支援事業を、週1日は障害者が交流サロン事業として利用し、松島町社会福祉協議会へ委託し実施しております。このほか、心身障害者医療費助成事業、障害者団体への助成などを行いました。

老人福祉費につきましては、高齢人口が増加する中において、可能な限り住みなれた地域で生活できるように高齢者の自主的な地域活動を支援するとともに、支援を必要とする方に対し、緊急通報システムや宅配夕食サービス、高齢者タクシー助成を実施しました。特に緊急的に保護が必要になった方については、関係機関と連携し、養護老人ホーム等への保護措置を実施し、生命や生活の安全を確保しました。

保健福祉センター管理費においては、施設の修繕や非常用放送設備交換工事を実施し、施設の保全や安全管理に努めました。

臨時福祉給付金費では消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への負担軽減を目的

に国が暫定的に給付措置をとったものであり、町は給付金支給に係る事務を行いました。

児童措置費につきましては、中学校終了前の子育て世代の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、保育士の派遣業務委託を実施し、適正な保育士数の確保に努めました。また、各保育所とも必要な修繕や備品購入を行い、適切な施設管理運営を心がけ、子どもたちが安全に過ごすことができる保育環境整備を行いました。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭に対する医療費助成を行い、また子ども医療対策費につきましては、18歳に達する最初の年度末までの子供の通院・入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、発達が気になる子どもへの支援事業が2年目を迎え、1年目に研修を終了した保育士が、それ以外の保育士に研修したことを教えていく仕組みをつくることにより、保育士が学び、保育の質を向上させ、子どもやその保護者を支援する体制整備に努めました。また、子どもの生活実態に関する基礎調査を行い、その実態把握も行いました。

保育所再編計画策定支援業務を実施し、保育所集約についての検討を行いました。

児童館費につきましては、多彩な企画を提供し、子どもや保護者同士の交流の場を提供しました。また、子育て支援ガイドブックを作成し、ホームページやフェイスブックと連携した情報を発信しました。

保健衛生総務費につきましては、住民の健康寿命の延伸のため減塩食やバランス食等食生活改善の普及啓発の地域活動を支援しました。新たにホームページ上で気軽に利用できる「心の体温計」によるメンタルチェックを導入し、心の健康づくりの普及啓発に取り組みました。

予防費につきましては、運動習慣の定着化に向けて新たに30分でE-Style（イースタイル）クラブ等の健康教室やウォーキングマップ北部編の作成、手樽編の普及啓発を実施しました。

健康館費につきましては、老朽化した施設のためシロアリ調査や応急修繕等実施し、利用者の安全確保に努めました。

母子衛生費につきましては、母子手帳交付時に個別の妊娠サポートプランを作成し、妊娠期から子育て期までの継続的な支援に努めました。少子化対策の一環として新たに特定不妊治療助成事業を実施しました。

環境衛生費につきましては、町内一斉清掃活動において各地区等が収集した奉仕ごみを処理

するとともに、環境美化推進委員による不法投棄早期発見のためのパトロール活動を実施し、宮城県と連携を図り、監視体制の強化に努めました。また、公衆衛生組合連合会の協力のもと、乳剤等の防疫殺虫剤を配布し、衛生害虫の発生抑制に努め、さらには宮城県獣医師会と連携して町内11会場で狂犬病予防集合注射を実施するなど環境衛生対策の充実を図りました。

そのほか、町営三浦墓地のり面が長年の風化により崩落の危険性があることから、のり面補強工事を2カ年事業の1年目として32メートル施工し、安全確保に努めました。

塵芥処理費につきましては、町内199カ所において生活系ごみを収集し、さらに年4回のハッピーマンデーにおいて燃えるごみの収集を行いました。また、ごみ分別ポスターを全戸に配布するなど分別の徹底やリサイクル等に関する啓発を行い、ごみの減量化に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、ITルームの活用としてパソコン教室を開催し、基本から応用までを学べる講座を実施したほか、小学校、幼稚園や保育所などの児童、幼児向けの読書活動推進のための「図書巡回文庫」や「子どもの本移動展示会」を実施し、親子が身近に本と触れ合う機会を提供しました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づき農業者が円滑な農地利用を行えるよう支援しました。また、農業委員会の任期満了に伴い新たに農業委員会委員が任命され、さらに新設された農地利用最適化推進委員が委嘱され、農地利用や遊休農地対策への体制が強化されました。

農業振興費につきましては、水田農業構造改革対策による「松島町地域水田農業ビジョン」に基づき産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による大豆及び飼料用米等の集団転作が7組織、73.6ヘクタールで実施されました。

生産調整につきましては、335.2ヘクタールが実施され、実施率は104.6%で円滑な生産調整が行われました。

農地費につきましては、手樽地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業の施工業者が宮城県の入札により決定され、本格的に事業がスタートしました。また、県営事業として銭神地区かんがい排水事業の用水路工事、不来内排水機場の機器更新工事、銭神第一排水機場の改築工事を実施しました。

園芸振興費につきましては、地産地消の推進として松島町地産地消実行委員会による年4回の「まつの市」、10月の「産業まつり」が石田沢防災センター等において開催され、安心・安全な地場産の農林水産物及び加工品の提供と生産者と町内外の消費者との交流が図られました。また、11月の「大漁かきまつり・in・磯島」等への参加で観光産業と連携を図り、さら

に同月に埼玉県滑川町で開催された「滑川まつり」へ参加し、町内の地場産品PRや町外組織との相互交流も図られました。

林業振興費につきましては、広葉樹の森等の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、宮城県と合同事業として空中散布を97.57ヘクタール、地上散布を60.11ヘクタール実施しました。また、樹幹注入事業、伐倒駆除事業も宮城県を初め近郊3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫被害及び防除対策に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖漁業等への支援を行いました。磯崎漁港漁具倉庫につきましては、宮城県漁業協同組合松島支所へ指定管理を行い、水産業の振興を図りました。

漁港建設費につきましては、古浦漁港防潮堤整備事業に係る設計を行い、銭神漁港防潮堤整備事業では工事を実施しました。

商工業振興費につきましては、商工会が行う経営強化対策の支援及び中小企業振興資金融資に係る補償料補給を行い、商工業者の経営安定のための支援を行いました。また、松島町創業者支援事業補助金として新たに町内で創業する者に対し、創業に係る費用を支援しました。

市町村消費者行政活性化事業につきましては、通常の相談日以外に「まつの市」開催時にも臨時の相談受付を行いました。そのほか、消費生活講習会の開催や高齢者等への啓発品の配布を実施し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

観光費につきましては、歴史、文化などの松島特有の恵まれた自然環境や地域資源を生かし、松島の魅力発信に努め、各種の取り組みを行いました。

観光誘客宣伝事業として松島観光協会、宮城県観光連盟、日本三景観光連絡協議会等との連携を図り、観光客の受入体制の充実、催しの開催の充実に努めました。

7月から9月に夏の松島を「涼・宮城の夏」をテーマに仙台・宮城【伊達な旅】夏キャンペーンを実施し、12月から3月には「宮城湯渡上手な冬の旅」冬観光キャンペーンを観光事業者と連携して実施し、誘客につなげました。

広域の観光連携の取り組みとして岡山県倉敷市及び岐阜県大垣市と観光交流事業や観光交流促進を図るため、「再発見松島湾ダーランド構想」による宮城県と松島湾沿岸3市3町に仙台市・名取市・岩沼市を加えた6市3町を「仙台・インアウトバウンド松島復興観光拠点都市圏」として観光地域づくりのかじ取り役となる「地域連携DMO仙台松島」の設立に取り組みました。昨年度に引き続き国際交流員を雇用し、外国人から見た松島の魅力を国内外に向け発信するとともに、外国人の受入体制整備に向けた対応強化に努めました。

松島湾プロモーションの取り組みとして、松島ファンクラブ事業を実施し、より多くの方にご入会をいただき、松島の魅力の再発見や情報発信に努めました。また、松島こども英語ガイド事業では、町内在住の小学校5年生から中学3年生を対象に参加者を募り、外国人観光客に向けて町の魅力を英語で案内ができる人材の育成を行いました。

松島観光協会と連携した各種催しの開催として、霊場松島のお盆行事「松島流灯会海の盆」及び恒例の「紅葉ライトアップ」並びに「松島の月」の魅力をPRするとともに、松島のおいしい地場産品を味わっていただく企画として「松島かき祭り」等のイベントを通じて生産者と観光業者が連携して松島の食材のPRに努めました。

観光客の利便性を高めるため、仙台空港・松島・平泉線のバス、新規開拓となる成田国際空港と仙台を結ぶ夜行バスの松島延伸に協力を行いました。また、瑞巖寺総門公衆トイレ整備工事が完了し、さらに民間事業者のトイレの貸し出しを行う「松島町おもてなし店舗」認定事業においては、官民連携による観光客に優しい環境づくりの向上に努めました。

文化観光交流館費につきましては、日本だけではなく世界各地で活躍している海上自衛隊横須賀音楽隊を招き、本町の復興を願い、ふれあいコンサートを実施しました。また、指定管理者による自主事業を実施するとともに幅広い年齢層が楽しめる芸術文化公演事業を実施し、効果的な施設の運営に努めました。

道路維持費につきましては、町道の橋梁、トンネルの補修工事を実施し、老朽化した道路施設の補修、長寿命化に取り組みました。

道路新設改良費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区で避難道路の用地買収、物件等の補償を行いました。また、踏切拡幅及び道路整備工事を実施し、復興事業の推進に努めました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに、開発、建築に関する制限等の照会、対応など、都市計画に係る各種行為に対する事務を通じ、良好なまちづくりの推進を図りました。

また、都市計画審議会におきましては、下水道整備事業となる高城・磯崎及び西柳地区における雨水ポンプ場の変更及び追加について、原案の承認することで答申をいただきました。

公園管理費につきましては、快適な環境でスポーツ活動に取り組めるよう施設の維持管理に努め、トレーニングマシン機器の入れかえを実施しました。また、指定管理者等が行うスポーツ事業を通じて町民の健康増進に努めました。

街路事業費につきましては、東日本大震災復興交付金事業として町道根廻・磯崎線道路築造

事業の磯崎側での工事を実施し、完成した一部を供用開始しました。また、根廻側で用地買収、物件等の補償及び工事を実施し、事業の推進に努めました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金を引き続き交付し、広く周知を行いながら沿岸部の浸水被害対策の推進に努め、被災した宅地等所有者の生活再建の支援を図りました。

耐震対策緊急促進費につきましては、大規模建築物の耐震化に関する助成事業として要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事に対し、補助金の交付を行いました。

非常備消防費につきましては、消防団第二分団の消防車庫が老朽化していることから、詰所機能を備えた消防車庫を建設し、さらには小型動力ポンプ付積載車の購入及び消防団用防火衣を充足するなど防災、防火対策の強化に努めました。

災害対策費につきましては、災害時の情報伝達手段として重要な役割を担う防災行政無線設備の適正な保持に努めました。また、町民や事業所の防災意識の高揚を図るため、11月5日を「松島防災の日」と制定するとともに、地震・津波災害を想定した松島町防災訓練を各地区で実施しました。さらに、各種災害に精通した知識と防災・減災に係る指導力を習得するため職員1名が防災士の資格を取得しました。

避難施設管理費につきましては、石田沢防災センター外11カ所の避難施設並びに避難場所2カ所、備蓄倉庫8カ所等の維持管理費であります。石田沢防災センターにおきましては、松島パークフェスティバルやまつの市、産業まつり等の多くの人たちが集まるイベントで活用されており、各地区の避難施設につきましては、行政区を指定管理者とし、効率的で効果的な管理運営を行いました。

教育費につきましては、「誇りと絆を育み、しなやかに生きる松島人」として、松島町教育振興基本計画及び平成29年度松島町教育基本方針に基づき、一人一人が自信と誇りを持ち、しなやかに力強く生きるための教育環境の整備に努めました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めました。また、学習指導要領の改訂に備えて校内研修や指導力向上プログラムにより、道徳の教科化について教職員の理解を深めながら児童生徒への道徳教育の充実を図りました。さらに、小学校外国語の教科化への対応として外国語指導助手（ALT）を2人体制とすることで外国語学習の習熟を図りました。

幼稚園費につきましては、第二幼稚園が3歳児の受け入れを開始し、3園全てにおいて3歳児から幼稚園の教育を受けられる環境を整備しました。

心のケア・不登校対策につきましては、さまざまな問題に直面する児童生徒の心のケアをする専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、学校と家庭、関係機関との連携を図り、子どもと保護者に寄り添った相談体制の充実に努めました。あわせて、新たに心のケアハウスとして「もみの木教室」を設置し、心のケアスーパーバイザー等による教育相談及び学習支援を行う体制を整備しました。また、学び支援センター事業により学校と連携を図り、児童生徒の自学自習の習慣をつくり、家庭学習の推進のため放課後や長期休業中を利用し、個々の実態に合わせた学習支援を実施いたしました。

学校環境の整備につきましては、松島中学校屋外教育環境整備工事を行い、校庭排水機能の回復と教育環境の充実に努めました。

社会教育総務費につきましては、生涯学習の推進に努めており、地域と協働し、統一したカリキュラムで地域の歴史や文化、風土を学ぶ「松島まるごと学」では町内の小学校を対象に体験活動や出前授業を行いました。

また、小・中学生を対象に消防署や消防団等の関係機関と連携して開催した「松島防災キャンプ」では、石田沢防災センターを会場に地震や津波を想定した防災のプログラムに取り組みました。さらに、青少年ボランティアの「ジュニア・リーダー」の育成にも力を入れ、海の盆を初め地域の行事に積極的に参加しました。

公民館費につきましては、各種教室や講座を開催し、生涯を通して学ぶことのできる多様な学習機会の提供を行いました。特に「松島の歴史を学ぼう」は町民の方々のニーズにより初級・中級・上級と3種類の講座を開設し、松島の歴史・文化の再発見として人気の高い講座となりました。また、分館活動を通じて教養の向上や健康増進、地域間の交流促進に努めました。

文化財保護費につきましては、町の歴史文化の保存と活用の基本指針となる「松島町歴史文化基本構想」策定の完了に合わせ、その成果の公開を兼ねた「松島れきし再発見講座」を実施いたしました。国・県・町で補助を行った瑞巖寺本堂ほかの修復事業も完了し、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の主要な構成要素として魅力発信推進事業でも活用されています。また、新たに利府町、七ヶ浜町と連携し、実施した「松島三町文化財展」では、3町に関連の深い資料の展示を通じて広域での情報発信を行うことができました。

さらに、手樽地区ほ場整備事業に伴い、事業範囲とかかわりのある11遺跡の調査を実施いたしました。

保健体育総務費につきましては、幼少期からスポーツ活動に取り組むきっかけづくりや体

力・運動能力向上を目的としてキッズスポーツレッスン等の事業を実施しました。また、全国高等学校総合体育大会サッカー競技を実行委員会組織において実施し、成功裏に終わることができました。

給食施設費につきましては、児童生徒の健やかな成長と心が満たされる安全で栄養バランスに配慮したおいしい学校給食の提供に努めました。子どもたちが給食を通して食材のことや栄養に関心を持ち、食育事業が浸透するよう栄養士による食育指導や野菜生産者との交流会などを継続して実施しました。また、町内産の食材をふんだんに使用した献立を工夫し、郷土料理給食や地場産推進デーなど年間を通して地場産の利用促進に努めました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、漁港の災害復旧工事を実施し、施設の復旧に努め、名籠漁港の復旧工事が完了しました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額21億1,069万9,000円に対し、歳出総額19億2,468万1,000円となり、歳入歳出差引額1億8,601万8,000円をもって決算を行っております。

国民健康保険事業の健全な運営、被保険者の社会保障及び福祉の増進と適切な医療を確保するための医療給付費等を適正に行いました。また、平成30年4月から始まります国民健康保険都道府県単位化に向け、国保税の算定方式や保険税率等について分析・検討を重ね、スムーズな制度移行を実施しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億9,730万3,000円に対し、歳出総額1億9,647万6,000円となり、歳入歳出差引額82万7,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を適正に行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額17億1,105万3,000円に対し、歳出総額16億6,161万5,000円となり、歳入歳出差引額4,943万8,000円をもって決算を行っております。

介護保険事業につきましては、松島町高齢者福祉計画・第七期介護保険事業計画を策定し、地域包括ケア体制構築推進や高齢者の自立支援・重度化防止対策の強化を図るとともに、サポートガイドブックの配布等により介護保険制度の周知、円滑なサービス利用に努めました。高齢者が可能な限り在宅で安心して生活できるよう、小規模多機能型居宅介護「はまゆう」を整備し、通い・訪問・泊まりのサービスを複合的に提供することで居宅介護サービスの充実を図りました。また、生活支援体制整備として住民主体による地域サロンの開設を支援す

るとともに生活支援コーディネーターを松島町社会福祉協議会に委託して配置し、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めました。

さらに、認知症対策として認知症地域支援推進員による相談、認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェの運営補助を実施しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額650万5,000円に対し、歳出総額650万5,000円となり、歳入歳出差引額はゼロ円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者及び総合事業対象者のサービス計画作成を委託し、関係サービス事業者への助言、指導や連絡調整により適切なサービス提供につなげました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額1億3,497万2,000円に対し、歳出総額1億381万4,000円となり、歳入歳出差引額3,115万8,000円をもって決算を行っております。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場製品の提供を行い、誘客に努めました。また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、お月見の会や紅葉ライトアップ等で夜間営業を実施しました。

環境整備として樹木剪定、古木伐採等を行うとともに、観瀾亭券売所ほか改修工事を実施し、維持管理に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェベイランドにおいても地場製品を使った軽食の提供を行い、地産地消に努めました。施設の維持管理を行い、観光客の誘客にも努めました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額348万円に対し、歳出総額323万4,000円となり、歳入歳出差引額24万6,000円をもって決算しております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入等が主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほかは、財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額48億381万7,000円に対し、歳出総額39億1,587万1,000円となり、歳入歳出差引額8億8,794万6,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額3億1,440万円及び事故繰越額4億5,500万円を差し引き、1億1,854万6,000円が実質収支額となっております。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は160万6,000立方メートルとなっております。

雨水排水施設につきましては、雨水ポンプ場9カ所の運転管理により、降雨時等の対応を行いました。

下水道施設整備につきましては、松島浄化センターの長寿命化改築工事、幹線污水管渠移設工事等を実施しました。また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、復興交付金事業、災害復旧事業により長田雨水ポンプ場工事、浪打浜排水区雨水管渠築造工事等を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として6億2,653万1,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、平成29年度水道事業の業務量は、年度末給水人口1万4,341人、年度末給水戸数5,641戸、年間総配水量200万8,000立方メートル、年間有収水量171万8,000立方メートルでありました。

水道事業収益につきましては5億4,486万2,000円となり、水道料金の減や新規住宅着工の減少に伴う加入金の減により、前年度に比し、594万1,000円の減収となっております。

水道事業費用につきましては5億1,744万6,000円となり、広域水道の契約水量の減量に伴う受水費の減などに伴い、前年度に比し、597万9,000円の減額となりました。

この結果、収益的収支では2,741万6,000円の純利益が生じました。

資本的収支につきましては、資本的収入としまして、松島町二子屋浄水場施設建設工事に係る企業債及び配水管移設工事等に係る負担金を受け入れております。

また、資本的支出としまして、松島町二子屋浄水場施設建設工事を実施したほか、配水管移設工事及び消火栓設置工事等を実施しました。

この結果、資本的収入2億7,562万8,000円に対し、資本的支出が3億5,967万7,000円となり、差引不足額8,404万9,000円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金の取り崩し等により補填しております。

以上が水道事業会計の決算であります。今後も需要者へのサービス向上に努める所存であります。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 以上で、議案第72号から議案第80号までの提案理由の説明が終わりました。

櫻井町長、大変ご苦労さまでございました。

日程第34 報告第7号 平成29年度松島町資金不足比率について

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第33、報告第6号及び日程第34、報告第7号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略したいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

報告第6号及び報告第7号の報告を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第6号平成29年度松島町健全化判断比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成29年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字（黒字）がないため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、9.1%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体等の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等への地方債償還負担金など、平成29年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、53.2%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成29年度の松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

続きまして、報告第7号平成29年度松島町資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見

を付し、平成29年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業で、松島町では地方公営事業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、各公営企業ごとの営業収益に対する資金不足の割合であり、平成29年度決算で資金不足額がない（黒字）ため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

また、備考欄の数値につきましては、法律施行規則の様式に準じ、事業の規模を記載しており、営業収益の額（営業収益に相当する収入額）から受託工事の収益の額（受託工事収益に相当する収入額）を控除した額となっております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成29年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、平成29年度の健全化判断比率、資金不足比率についてご説明しますので、お手数ですが、A4判横使いの報告第6号及び第7号の健全化判断比率等についての参考資料等をごらんいただきたいと思います。

町長の説明と重複することがございますが、ご理解いただければと思います。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。

健全化判断比率といたしまして4つの財政指標について、町の財政状況を客観的にあらわすもので国が示した計算方法により求めるものであります。

その結果、4つの比率はここに記載の数値であり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願いたいと思います。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、平成29年度の実質赤字比率はマイナス11.26%で、前年度マイナス79.99%より黒字の割合が約69ポイント減少しております。これは、一般会計の実質収支額において平成28年度に比べ、東

日本大震災復興交付金事業等の不用額が少なかったことなどにより、実質収支額が減となったと思われます。

そのほかの表が、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載しておりますが、マイナス62.0%となっております。

このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス表記となっております。このことは、赤字は生じていない、いわゆる黒字であるということでございます。

3ページをごらんください。

3ページから5ページまでの表は地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであります。

3ページの表の右側の(8)に資金不足額または剰余額をあらわしております。水道事業会計では、約14億4,000万円の剰余金があり、また、観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計においてもそれぞれ剰余額を有しており、資金不足にはなっていない状況でございます。

4ページをお開き願います。

資金不足比率は、資金不足額を営業収益の額または営業収益に相当する収入の額など事業規模で除して求めるものであり、その結果プラスの数値で、高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス270.42%で、また5ページに記載しておりますが、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロ%となっております。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計は資金の不足はしていないということになります。

6ページをお開き願います。

この表は、地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。①から⑮までの数値は、国の統計調査である決算統計や普通交付税算出の際に使用する数値から求めたもので、これをもとに国が示した計算方法で算出したものであります。

この結果、実質公債費比率は9.1%で前年度の9.4%より0.3ポイントの減となりました。

単年度の実質公債費比率が減となった要因といたしましては、①に記載されている地方債の

元利償還金と④の地方公営企業・下水道事業及び⑤の一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと考えられる一般会計繰出金及び負担金、いわゆる準元利償還金の合計額の減少、また分母である自治体の標準的な収入規模を示す標準財政規模の⑫の標準税収入額と⑬の普通交付税、⑭の臨時財政対策債発行可能額の増加に伴い、比率が平成28年度より減少したと考えられます。

また、3カ年平均による実質公債費比率が0.3ポイント減となった要因といたしましては、算定から外れた平成26年度の単年度比率が9.64181と高かったため、その影響もあるかと考えられるところでございます。

7ページをごらんください。

この表は、将来負担比率を求めるものであります。この将来負担比率は地方債や債務負担行為にかかわるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものでございます。

この計算は、このページの下表になりますが、平成29年度の将来負担率は53.2%となっており、前年度の71.2%から18.0ポイント減少しております。

主な要因といたしましては、左上の欄にある地方債の現在高が平成28年度より約1億5,000万ほど減少、また分母の額である標準財政規模の増加に伴い、比率が平成28年度より減少したと考えられるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりましたが、報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 実際のところ、公債費比率それから将来負担比率ともに極めて良好な数字というふうにも見えるんですが、町長の先ほどの決算説明におきましても、冒頭のところで、それでもなおかつ財政状況は厳しいんだと、こういうお話もありました。どっちが正しいのかなど。財政運用の点から見たときに、この数字をどんなふうに見ているのか。

それと、あわせて近隣の2市3町などでは、この数字がどの程度のものになっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 近隣との比較については、後ほど財政課長のほうから、ちょっと調べていれば報告させたいと思います。

決算の中でも数字、今のやつと町長の報告の中でということなんですが、基本的には歳入的

には厳しいと、これは大きく語れば松島でも人口も減ってきてる、人口が減れば税収、いろんな地方交付税の算出とか人口割合とかそういう面で行くと、どっちかというとな法人税も伸びてませんので、どっちかといったら入ってくるお金も厳しいよと。ただ、出ていくお金、扶助費だったり福祉だってさまざま、そういうのは頑張ってるんですけど伸びあंबいですよ。そういう面から見ると入ってくるのと出るものを考えればちょっと厳しい状況にはあるということは我々も強く認識しております。ただ、財政上の先ほどの数字というのは一つのルール上での算出していきますので、ただそういう面から見て財政力指数もコンマ4、大体45、46ですね。1にまだはるかに遠い、コンマ5までもいかない、そういう面でもちょっと厳しいかなというふうに思ってます。

そういう中でも全体的にはまだまだ厳しいところは、数字上はクリアしているものというところがあります。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、大変申しわけございませんが、29年度のこの指標については、まだ公表されていないので、近隣市町、2市3町というのは、ちょっとわからないんですが、私の手元にいわゆる前年度、28年度、こちらの指標についてはちょっと資料としてあるもので、公表されてる資料があるもので、そちらにつきまして、ちょっとご報告させていただきたいと思います。

まず、近隣2市3町ということになりますけども、済みません。見えなくて申しわけないんですが、まず塩竈市なんですけども、実質公債費比率が10.5%、将来負担比率が28.8%。次に多賀城市でございますが、多賀城市が実質公債費比率が9.4%、将来負担比率が19.6%。続きまして、七ヶ浜町ですけども、実質公債費比率が2.1%、将来負担比率はありません。利府町ですけども、利府町は実質公債費比率が9.6%、将来負担比率がありませんということで、県全体の町村部の平均の数値を申し上げますと、あくまで28年度で町村部の単純平均ということになります。実質公債費比率が7.2%、将来負担比率が29.4%ということで、このようになってるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今お話し聞いて、松島はいいほうなのかなと思ったら、決して数字がいいこともないというのがわかったんですが、もう一つお聞きしたいのは、将来負担比率の上限が350ですよ。これ、それぞれの自治体全部条件違うと思うの。松島町だと高齢化が進んで非常に年金収入から税財源を、自主財源をもらってくるという傾向が強くなるわけですね。

例えば、利府町さんのような若い自治体であればサラリーマンがいっぱい住んで、そういう意味で税収そのものも違うのかなというような気がするんですが、一律にこれ350にしてるんですか。国のほうの基準というのは。その辺はどうなんでしょう。本来であれば、その辺も含めて、この基準の考え方があっていんじゃないかなという気がするんですが、いかがなものなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） そちらにつきましては、健全化法で決まっております、一律で将来負担比率であれば350%ということで決まっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 多分そうだと思うんだ。だから聞いたんですよ。みんな自治体が違うんだよね、条件が。やっぱり税収のいい町もあれば、我が町のようになかなか将来的に期待できないよという町があるのに、一律に350の将来負担比率というのはいかがなものかと、こう思ったものだから聞いたわけで、その辺に対する町としての考え方があれば、じゃ教えてください。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず350の話になりますけども、こちら国で一律定められてるので、町としてはちょっとそれに対して財政状況によって違うということには、まずならないのかなと。

あと、先ほど今野議員さん言われましたように税収の話もありましたけども、将来負担比率というのは表の参考資料で出してますけども、一般会計とか特別会計、あと一部事務組合へのいわゆる公債費分の負担ということで、一般的にちょっと松島が近隣と違うのが、一番大きいのが、私としては下水道事業を単独で持っている部分が、その分の公債費の部分がちょっと数値のはね上がりとかプラス部分に影響してあらわれているのかなということで、その分、近隣であれば流域下水ということの負担の軽減分ということで、やっぱり各町村の実情というか、特別会計などを持っているとか公営企業の会計数とか、その辺で大分異なってくるのかなということで私は認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それは条件でそっちもいろいろあるんだと思うんですが、言ってみればその町が将来的に借金どれぐらいできますよという指標になるわけだよね。350というのは。単純に言えばですよ。だとすると、税収が小さい自治体も大きい自治体も同じ350でいいのか

なという気がしたもんだからお聞きしたわけでね、率からいったら同じだから同じでいいというふうになるのか、だけど今お話にあったように税収は小さくなっていくけど支出は伸びていってんですよという、こういう関係にあるわけですから、だとするとこの将来負担比率の割合も、その自治体の条件によって変えておかないといかがなものかなという、この基準のあり方はどうなんだろうなと思ったんで聞いたんで、もうここで議論しても、後はしょうがないんですけども、そういうことだったんです。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変、ちょっと私も資料見ないで申しわけないんですが、この税収部分に関しては、いわゆる分母の部分、標準財政規模のCの部分とか、その辺で分母の大小ということで税収の部分、はね返ってきますので、分子と分母の関係で将来負担比率分と町税部分の収入ということで、税収の大きい、大小については、分母と分子の比率で成り立っているのかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） ありませんね。質疑なしと認め、報告を終わります。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、9月10日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時12分 散 会